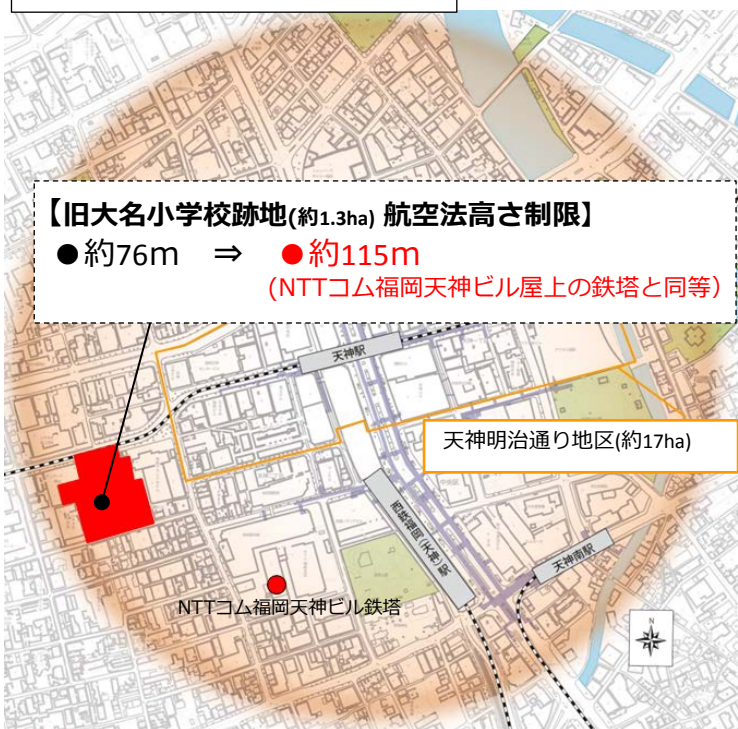


# 「旧大名小学校跡地」の航空法高さ制限が緩和されました！

国家戦略特区の規制改革メニューとして福岡市において認められている、「**航空法高さ制限のエリア単位での特例承認**」について、新たに旧大名小学校跡地が認められました。

旧大名小学校跡地の活用にあたっては、平成29年10月より事業者公募を予定しており、天神ビッグバンの西のゲートとして、地域にとって、福岡市の将来にとって魅力的な場となるよう取組みを進めていきます。

天神ビッグバンエリア  
：天神交差点から半径約500m（約80ha）



## 特例承認による高さ制限の緩和

### 第一弾【天神明治通り地区】

約67m（地上15F）

約76m（地上17F）

### 今回【旧大名小学校跡地】

約76m（地上17F）

約115m（地上26F）

## POINT!!

### 高さ制限緩和による効果は？

都市としての  
耐震性、供給力、魅力の向上

○安心安全なまちづくり

○新たな企業誘致と雇用の創出

<企業立地などを促す魅力的な環境づくり>

- ・ランドマークとなる建物建設
- ・魅力ある街並みの形成
- ・低層部のゆとりある空間の確保 などが可能に

### 航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認ってなに？

天神や博多駅などの空港に近いエリアにおいては、航空機の安全な離着陸のために、航空法によって、建てられる建物の高さに制限がかかっています。

ただし、通常1棟ごとに申請、審査を経て、航空機の飛行の安全を特に害さない物件として承認を受けた場合は、高さの制限が緩和されます（個別承認）。

**特区による高さ制限の特例**では、航空の安全に支障ない周辺の既存物件に基づく**一定の高さをエリア全体の目安として速やかに提示**した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めます（エリア単位での特例承認）。